

農業用ハウスを手厚く守ります

園芸施設共済



- 自然災害等により**農業用ハウスが損壊した場合に補償**します。
- 今まで被害がなくても、今後も自然災害等がないとは限りません。経営安定のために、園芸施設共済がサポートします。

〈 5つのポイント 〉

- ① **掛金の半分は国が負担**
- ② 台風や洪水、大雪などの自然災害のほか、火災、車両の衝突など**幅広い事故を補償**
- ③ **耐用年数を超えた施設も、再建築価額の最大4割を補償**
(特約を付加すれば、**最大6割**)
- ④ 農業者の選択により、**附帯施設、撤去費用や復旧費用も補償**
- ⑤ 補償対象を限定した**掛金の安いメニュー**も用意

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

尾張支所.....(052)-204-2412

尾張支所 海部津島出張所... (0567)-66-1711

尾張支所 半田出張所.....(0569)-25-4451

西三河支所.....(0566)-77-3220

東三河支所.....(0531)-24-1789

東三河支所 豊川出張所... (0533)-84-7300



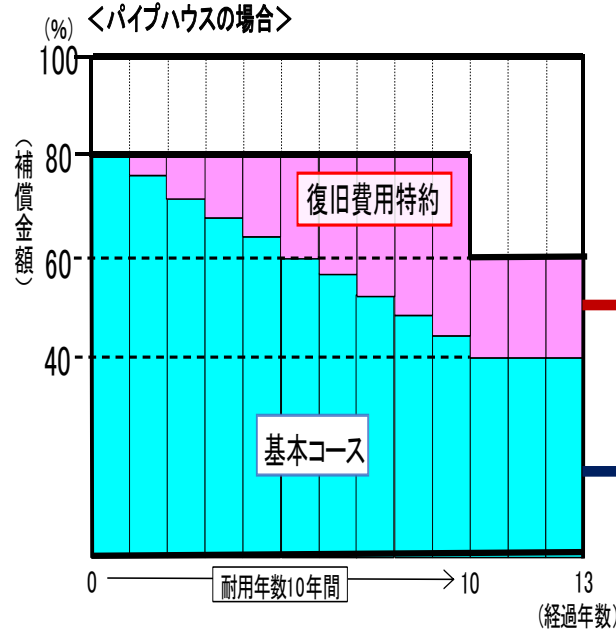
園芸施設共済、収入保険の詳細はコチラ

農業保険

検索

しっかり補償してほしい方にもおススメです

- 暖房器具、発電設備、栽培棚などの**付帯施設**や損害を受けた施設の**撤去費用**も補償の対象に追加できます
- 復旧費用特約を付加すれば、さらにしっかり補償します！



復旧費用特約

- ・耐用年数内なら**再建築価額の最大8割**まで
- ・耐用年数経過後も（どんなに古くても！）**再建築価額の最大6割**まで補償！

基本コース

耐用年数経過後も（どんなに古くても！）**再建築価額の最大4割**まで補償！

掛金の割引メニューができました

※設置後4年経過の19mmパイプハウス（10a）の場合（資産価値276万円）

ビニールが破れただけでも補償してほしい

オススメ

基本コース	
【損害が3万円を超えた場合に補償】 掛金 26,500円	全損した場合の 共済金 221万円

※基本コースは、共済価額の5%が3万円を下回る場合は、損害が共済価額の5%を超えた場合に補償します

大きな被害だけ補償されれば良いから、掛金を抑えたい

オススメ

割引コース	
【損害が20万円を超えた場合に補償】 掛金 8,200円（7割引）	全損した場合の 共済金 221万円
【損害が100万円を超えた場合に補償】 掛金 1,000円（9割引）	

※割引コースは、他に10万円、50万円のコースもあります

復旧費用や撤去費用も手厚く補償してほしい

オススメ

基本コース+特約 （※特約は「割引コース」にも追加できます）	
【復旧費用、撤去費用をプラス】 掛金 29,700円	全損した場合の 共済金 273万円

※上記の農家負担掛金は、国が補助した後の農業者の掛金です。また、全国平均の掛金率を使用し、端数を四捨五入して100円単位で表示しています

太いパイプ（31.8mm以上）ハウスの場合は更に15%割り引きます

生産部会等の集団で加入すると、更に5%割り引きます